神奈川県電力のグリーン購入要綱

（目的）

第１条　本要綱は、神奈川県（以下「本県」という。）が行う電力の需給契約の締結に際し、「神奈川県グリーン購入基本方針（平成13年１月16日制定）」に基づき、「電力のグリーン購入」を実施するために必要な事項を定める。

（電力のグリーン購入）

第２条　本県が行う電力需給契約の競争入札に際し、特段の事由の無い限り電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、関係法令に違反した発電施設で発電された電気を供給しないこと並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示をしていること※を前提とし、「環境評価項目１」により入札における技術審査段階で評価し、評価基準を満たす電気事業者と契約することにより、「電力のグリーン購入」を実施するものとする。

※　関係法令は、資源エネルギー庁の最新の事業計画策定ガイドラインで示される主な関係法令リストに掲げられる法令とする。また、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新の改訂版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した電気事業者であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日から１年間に限って開示予定時期（参入日から１年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

２　本県が行う電力需給契約のうち、随意契約の場合は、電気事業者の電力供給事業における環境配慮状況について、「環境評価項目２」により評価し、評価基準を満たす電気事業者と契約することにより、「電力のグリーン購入」を実施するよう努めるものとする。

（対象組織等）

第３条　本要綱は、神奈川県行政組織規則（昭和31年神奈川県規則第64号）第２条第１項第１号及び第３号に規定する組織、企業庁、議会局、教育委員会、人事委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務局、選挙管理委員会事務局、収用委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会事務局、警察本部及び警察署が、電力を調達する際に適用する。

（環境評価項目）

第４条　第２条第１項に規定する環境評価項目１は、次のとおりとする。

基本項目

(1) 二酸化炭素排出係数

(2) 未利用エネルギーの活用状況

(3) 再生可能エネルギーの導入状況

加点項目

(1) 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組及び電力逼迫時における使用量抑制等に資する簡易的なディマンド・リスポンス（ＤＲ）の取組

(2) 地域における持続的な再生可能エネルギー電気の導入拡大に向けた取組

(3) 「かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト」の参加

２　第２条第２項に規定する環境評価項目２は、二酸化炭素排出係数とする。

(競争入札に係る技術審査)

第５条　本県が行う電力需給契約の競争入札に参加をする電気事業者(以下「入札参加者」という。)は、前条に定める環境評価項目１を、別表１に示す配点により算定した点数並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、技術提案書（様式１）に記載し、受付期間内に入札に関する事務を担当する所属長に提出するものとする。

ただし、取次ぎ契約（電気の供給を入札参加者が行わず、別の電気事業者が行うもの）の場合には、実際に電力を供給する電気事業者の技術提案書(様式１)を提出するものとする。

２　入札に関する事務を担当する所属長は、入札参加者から提出された技術提案書(様式１)を速やかに事業者脱炭素担当課長に提出する。

３　事業者脱炭素担当課長は、入札参加者から提出された技術提案書（様式１）の内容を確認し、入札参加者が評価基準を満たしているか判定する。

４　事業者脱炭素担当課長は、前項による判定結果を「神奈川県電力のグリーン購入要綱に基づく入札参加資格判定結果について」(様式２)により、入札に関する事務を担当する所属長へ通知するものとする。

５　入札に関する事務を担当する所属長は、第３項による判定結果をかながわ電子入札共同システム又はそれに準じた方法により入札参加者に通知する。

(随意契約に係る評価)

第６条　本県が行う電力需給契約のうち、随意契約に際しては、契約を行う所属長は、別表２に示す評価基準を満たしているか判定する。ただし、前条における技術審査に合格した電気事業者は、当該入札における地方自治法施行令第167条の２第１項第８号の規定による随意契約の場合に限り、本条の判定基準を満たしていることとする。

(評価基準)

第７条　第２条第１項に規定する評価基準は、次のとおりとする。

(1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示していること。

(2) 第５条第１項により算定した点数の合計が70点以上であること。

２　第２条第２項に規定する評価基準は、第６条にある別表２に示す基準値を満たしていることとする。

(その他)

第８条　本要綱により定めるものの他、電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、事業者脱炭素担当課長が別に定める。

(事務処理)

第９条　本要綱に係る事務処理等は、脱炭素戦略本部室において行う。

附　則

この要綱は、平成19年９月27日から施行する。

附　則

この要綱は、平成20年11月６日から施行する。

附　則

この要綱は、平成22年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成22年10月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成23年１月６日から施行する。

附　則

この要綱は、平成23年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成24年１月13日から施行する。

附　則

この要綱は、平成24年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成24年12月６日から施行する。

附　則

この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成25年12月13日から施行する。

附　則

この要綱は、平成26年12月18日から施行する。

附　則

この要綱は、平成27年12月14日から施行する。

附　則

この要綱は、平成28年12月13日から施行する。

附　則

この要綱は、平成29年９月11日から施行する。

附　則

この要綱は、平成30年５月15日から施行する。

附　則

この要綱は、平成31年４月22日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年３月11日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年８月25日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月23日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月21日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年５月13日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年９月29日から施行する。

別表１（第５条関係）

項　　目		数値等	配点
基本項目	1kwh 当たりの全電源平均二酸化炭素排出係数(kg-CO_2／kWh)※1	0.375 未満	70
		0.375 以上 0.400 未満	65
		0.400 以上 0.425 未満	60
		0.425 以上 0.450 未満	55
		0.450 以上 0.475 未満	50
		0.475 以上 0.500 未満	45
		0.500 以上 0.520 未満	40
		0.520 以上	0
	未利用エネルギーの活用状況※2	0.675％以上	10
		０％超 0.675％未満	5
		活用していない	0
	再生可能エネルギーの導入状況※3	15.00％以上	20
		8.00％以上 15.00％未満	15
		3.00％以上 8.00％未満	10
		０％超 3.00％未満	5
		導入していない	0

基本項目に係る点数の合計点に、以下の加点項目による点数を加点することができる。

	項　　目	数値等	配点
加点項目	需要家に対する情報提供の取組及び電力逼迫時の簡易的なディマンド・リスポンス（ＤＲ）の取組※4	実施している場合	5
	地域における再生可能エネルギー電気の導入に向けた取組※5	実施している場合	5
	「かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト」の参加	小売電気事業者として参加している場合	10

注）基本項目の評価対象年度について実際の入札に当たっては、把握できる最新の年度実績を用いるものとする。

※１　1kWh 当たりの全電源平均二酸化炭素排出係数とは、電気事業者の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣によって電気事業者ごとに個別に公表された最新の電気事業者全体の調整後排出係数又は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき小売電気事業者が算定した最新の排出係数）とする。該当する係数がない場合、代替値（国が公表する最新の年度の電気事業者ごとの基礎排出係数及びそれ以外の者から供給された電気について実測等に基づく適切な排出係数を用いて算定が困難な場合に代替する係数）を用いることとする。

評価に用いる電気事業者全体の調整後排出係数の年度及び適用時期は次のとおりとする。

年　度	（Ｘ－１）年度	Ｘ年度		
月	12～３月	４～６月	７～11 月	12～３月
公表されている	（Ｘ－２）年度		（Ｘ－２）年度	（Ｘ－１）年度

排出係数[注1]	メニュー別排出係数等	事業者全体確定値等	メニュー別排出係数等
評価に用いる排出係数の年度	（Ｘ－３）年度又は（Ｘ－２）年度[注2]	（Ｘ－２）年度	（Ｘ－２）年度又は（Ｘ－１）年度[注2]

注１　地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣によって電気事業者ごとに個別に公表された排出係数

注２　地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき小売電気事業者が算定した最新の排出係数

※２－１　未利用エネルギーの活用状況とは、以下の方法により算出した結果が０より大きい場合を「活用」とし、０の場合を「未活用」とする。

把握できる最新の年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を把握できる最新の年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値。

（算定方式）

$$\text{把握できる最新年度の未利用エネルギーの活用状況（％）} = \frac{\text{把握できる最新年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh)}}{\text{把握できる最新年度の供給電力量（需要端）(kWh)}} \times 100$$

※２－２　未利用エネルギーとは発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。））をいう。

①工場等の廃熱又は排圧

②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）第２条第３項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）

③高炉ガス又は副生ガス

※２－３　未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量（特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成 18 年経済産業省・環境省令第３号）別表第５等を用いること。）と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

※３　再生可能エネルギーの導入状況とは、以下の方法で算出した数値をいう。

次の①から⑤に示した再生可能エネルギー電気の利用量（kWh）を把握できる最新の年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値。

① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非 FIT 非化石証書の量（送電端（kWh））

② グリーンエネルギーCO_2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO_2 削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）（ただし、技術提案書で報告する電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）

③ Ｊ－クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）（ただし、技術提案書で報告する電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）

④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)（ただし、技術提案書で報告する電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）

⑤ 非化石価値取引市場から調達したトラッキング付非FIT 非化石証書（再エネ指定）の量（kWh）（ただし、技術提案書で報告する電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）

（算定方式）

$$\text{把握できる最新年度の再生可能エネルギーの導入状況(％)} = \frac{\text{把握できる最新年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)(①＋②＋③＋④＋⑤)(kWh)}}{\text{把握できる最新年度の供給電力量（需要端）（kWh）}} \times 100$$

再生可能エネルギー電気とは、再エネ特措法施行規則において規定される交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス発電設備を用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）

※４　需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組とは、電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）、需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有している等とする。

簡易的なＤＲの取組とは、受給逼迫時において、供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること等とする。

※５　地域における再生可能エネルギー電気の導入に向けた取組とは、地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること、発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること等とする。

別表２（第６条関係）

項目	基準値
前々年度の1kWh当たりの全電源平均二酸化炭素排出係数(kg-CO_2／kWh)※	0.423未満

※　1kWh 当たりの全電源平均二酸化炭素排出係数とは、電気事業者の基礎排出係数又は調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣によって電気事業者ごとに個別に公表された電気事業者全体の調整後排出係数）とする。該当する係数がない場合、新たに電力の供給に参入した電気事業者であって、地球温暖化対策の推進に基づき環境大臣及び経済産業大臣から二酸化炭素排出係数が公表されていない電気事業者は、当該電気事業者が自ら検証・公表した二酸化炭素排出係数を用いることが出来るものとする。